

岐阜市企業立地促進助成制度のご案内

岐阜市では、市内産業の振興と雇用の拡大を図るため、工場や本店などの施設を設置した事業者様に助成金を交付していますので、積極的にご活用ください。

助成要件

以下の要件をいずれも満たした上、**操業開始後90日以内**に企業立地促進助成事業者指定申請書を提出し、「企業立地促進助成事業者」の指定を受けることが必要です。

対象業種 (施設)	本店 ^{(*)1} を設置する場合：業種を限定していません（風俗営業等を除く） 本店以外を設置する場合：以下の①～⑩のとおり ①製造業 ②情報通信業 ③自然科学研究所 ④デザイン業 ⑤機械設計業 ⑥植物工場 ⑦道路貨物運送業 ⑧倉庫業 ⑨こん包業 ⑩卸売業（代理商、仲立業を除く） ※ ⑥は高度な環境制御を行い野菜等の植物の周年・計画生産が可能な施設、 ⑦～⑩は岐阜流通業務地区に施設を設置する場合のみ
立地形態	工場や本店などの施設を新設、増設または建替える場合
投下固定 資産額	建設・購入の場合：2億円以上（中小企業は4,000万円以上） 賃貸の場合：条件なし
常時雇用する 従業員数 ^{(*)2}	建設・購入の場合：15人以上（中小企業が本店以外を設置する場合は5人以上） 賃貸の場合：雇用促進助成金（裏面参照）の対象者15人以上 （中小企業が本店以外を設置する場合は5人以上）

(*)1 本店：主たる事務所、または総務、経理、研究開発その他主要な業務を統括する部署を置く施設

(*)2 常時雇用者する従業員数：期間の定めのない雇用契約を締結する者であって、短時間労働者でない者

※ 助成要件に定める常時雇用する従業員数は、新たに設置した施設に指定申請時点で配置される人数とします。

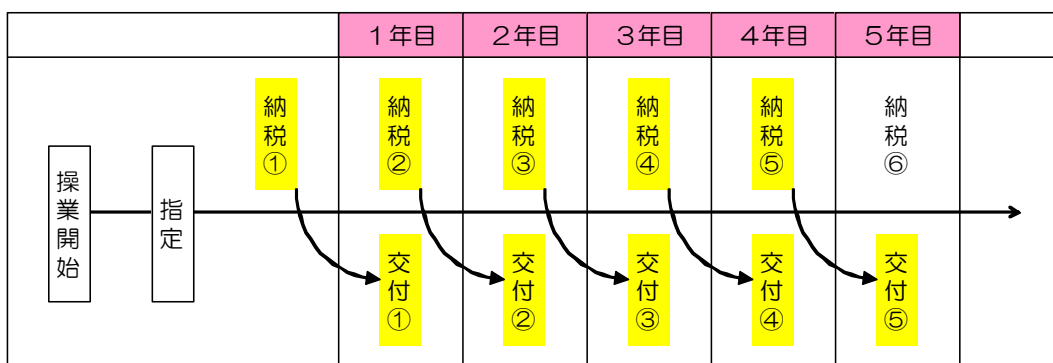
助成の種類と金額

以下の2種類の助成金を交付します。

(1) 施設設置助成金

○施設を建設・購入する場合

投下固定資産に対する固定資産税、都市計画税、事業所税相当額を、納税の翌年度に助成金として交付します。（5年間・上限なし）



○施設を賃借する場合

施設の賃借料（敷金、礼金等を除き、共益費含む）の1/4と、事業所税相当額を、操業開始年度の翌々年度に助成金として交付します。（5年間・上限：200万円/年）

(2) 雇用促進助成金

設置した施設の操業に伴い、新規雇用された岐阜市民または岐阜市に転入した従業員で、1年以上岐阜市内に居住し、継続雇用される常時雇用する従業員1人につき50万円を助成金交付初年度に交付します。(上限：5,000万円)

◆施設設置助成金の対象となる資産の取得時期

資産の種類により、助成金の対象となる取得時期が異なります。

種類	対象となる取得時期	
土地	操業開始前3年以内に取得したもの	取得 ● ← 3年以内 →
償却資産	①操業開始前6ヶ月以内に取得したもの ②操業開始前に取得契約又は取得に係る予約契約等を締結し、操業開始後6ヶ月までに取得したもの	取得 ● ← (6ヶ月以内) → ○ 契約・予約等 → (6ヶ月以内) → 取得 ●
その他 (建物等)	操業開始の日までに取得したもの	取得 ● ← (操業開始までに) →

◆雇用促進助成金の対象者

操業開始前6ヶ月から操業開始後6ヶ月の間に新規雇用された岐阜市民または同期間に岐阜市に転入した従業員のうち、常時雇用する従業員を対象とし、操業開始前1年の時点における常時雇用する従業員の合計数を超える人数を上限として交付します。

(例) 操業開始前 1年時点の常時雇用する従業員数…30人

操業開始後6ヶ月時点の常時雇用する従業員数…35人

常時雇用する従業員のうち、操業開始前後6ヶ月の間に新規雇用または転入した従業員…10人

→ $35 - 30 = 5$ 人分 を上限として交付します。

ただし、市内に初めて施設を設置する場合は、その施設において操業開始前6ヶ月から操業開始後6ヶ月の間に新規雇用または転入した岐阜市に居住する常時雇用する従業員全員を対象とします。

(例) 操業開始後6ヶ月時点の常時雇用する従業員数…35人

常時雇用する従業員のうち、操業開始前後6ヶ月の間に新規雇用または転入した従業員…30人

→ 岐阜市民全員の30人分 を交付します。

※岐阜市の他の雇用促進に関する補助金等の対象者については、雇用促進助成金の対象外となります。

(該当する補助金等：岐阜市人材確保サポート奨励金)

※操業開始後6ヶ月の時点で雇用人数等の報告をいただきます。

他制度との併用について

岐阜県の「企業立地促進事業補助制度」や、国の「地方拠点強化税制(本店を設置する場合に限る)」に基づく税制上の優遇措置等もご活用いただけます。



岐阜市企業立地推進課では、立地企業に対する助成のほか、市内への立地相談、事業用資産の情報収集も積極的に行っております。

お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

岐阜市 経済部 企業立地推進課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎13階

TEL: 058-265-3989(直通) FAX: 058-265-2218 E-mail: richi-suishin@city.gifu.gifu.jp